

平成24年度第3回 文京区景観審議会会議録

日時：平成24年12月12日（水）

午後2：00～4：38

場所：文京シビックセンター

24階 区議会第1委員会室

文京区都市計画部計画調整課

○高橋幹事 それでは、定刻となりましたので、本年度第3回文京区景観審議会を開会させていただきます。

本日の審議会は、お手元の次第にございますとおり、「第12回 文の京 都市景観賞」の表彰式を行い、途中休憩を挟みまして、本日の議題となっております「文京区景観計画（案）」等についてご審議いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、準備が整ったようでございますので、これより受賞者の方々が入場されます。皆様、拍手でお迎へください。

(受賞者入場)

○高橋幹事 皆様、ご着席ください。

ただいまから、平成24年度第3回文京区景観審議会を開会させていただきます。

本日は、お忙しい中、本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本審議会の事務局を担当しております、都市計画部計画調整課長の高橋でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、本日は、CATVの収録を行っております。ご了承いただきますようお願いいたします。

これより、「第12回 文の京 都市景観賞表彰式」を始めさせていただきます。

表彰式の開催に当たりまして、成澤区長よりご挨拶を申し上げます。

区長、よろしくお願ひいたします。

○成澤区長 皆様、こんにちは。区長の成澤でございます。「第12回 文の京 都市景観賞」の授賞に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

現在、区では、これまで以上に文京区らしい景観形成を推進するべく、景観法を活用するための手続を進めているところですが、本年は景観創造賞に森鷗外記念館が選ばれました。森鷗外記念館は区の施設ですので、管理者の表彰は行いませんが、区民の皆様からも景観創造賞にふさわしい物件だと認めていただいたと思ひます。この施設の持つ歴史性、文化性などをしっかり生かした施設運営を行っていきたくと思ひます。

本区は、坂が多く、緑のまとまりもあり、そして歴史や文化に育まれた土地であるといった景観特性を生かしながら、これからも区民や事業者の方々と景観をつくり上げていく努力を続けていきたいと考えている次第です。

受賞者の皆様方には、心からお喜びを申し上げたいと思ひます。特に、日常の生活の中で、改めて都市景観に着目していただき、ご推薦をいただいた応募者の皆様にも感

謝をしたいと思ひますし、これまで長くそういった景観を維持していただいている所有者の皆様にも敬意を表したいと思ひている次第です。

また、今回の審査に当たりましては、岸田会長をはじめとして、景観審議会の委員の皆様方には、表彰物件の選定のために分科会を設置していただき、書類審査から現地調査まで、多くの時間をかけて取り組んでいただいたことにも感謝を申し上げる次第です。今回も素晴らしい「文の京 都市景観賞」が選定できたことに改めて感謝を申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○高橋幹事 ありがとうございます。

それでは、表彰状を授与させていただきます。

区長、お願いいたします。

お名前を呼ばれた方は前にお進みください。

最初に、景観創造賞を表彰いたします。この賞は、文京区のまち並みにふさわしい景観を新たに創造している建築物やまち並みなどを表彰するものでございます。

景観創造賞は、「文京区立森鷗外記念館」でございます。こちらの物件につきましては、落ちつきのある先進的なデザインの建物と、歴史性、文化性が感じられる鷗外ゆかりの庭が見事に融合しており、文の京の景観づくりに貢献していることから選定されたものでございます。広くお知らせする意味合いも踏まえ、プレートを設置いたしますが、区の施設であることから管理者の表彰は行いません。

受賞者は、推薦されました高橋様と三宅様でございます。お二方、どうぞ前にお進みください。

○成澤区長 表彰状 文の京 都市景観賞 景観創造賞「文京区立森鷗外記念館」高橋将昭様。

あなたが推薦された文京区立森鷗外記念館は、文の京 都市景観賞 景観創造賞に認められました。よってここに表彰します。

平成24年12月12日 文京区長 成澤廣修。

おめでとうございます。（拍手）

表彰状 文の京 都市景観賞 景観創造賞「文京区立森鷗外記念館」三宅昭子様。

以下同文です。

おめでとうございます。（拍手）

○高橋幹事 お席にお戻りください。

続いて、ふるさと景観賞を表彰いたします。この賞は、区民に身近なものとして親しまれ、心のふるさととして景観形成に貢献しているものを表彰するものでございます。

ふるさと景観賞は、「菊坂 一葉旧居跡周辺」でございます。こちらの物件につきましては、路地や周辺の緑、古い木造建築物などによって、懐かしくも風情ある場所が生み出され、文の京の景観づくりに貢献していることから選定されたものでございます。

当物件につきましては、一葉旧居跡周辺にお住まいの方々と調整を行った結果、表彰状の授与及びプレートの設置は行わないものといたしました。

受賞者は、推薦されました香川様でございます。香川様、どうぞ前にお進みください。

○成澤区長 表彰状 文の京 都市景観賞 ふるさと景観賞「菊坂 一葉旧居跡周辺」
香川ヒサ様。

あなたが推薦された「菊坂 一葉旧居跡周辺」は、文の京 都市景観賞 ふるさと景観賞に認められました。よってここに表彰します。

平成24年12月12日 文京区長 成澤廣修。

おめでとうございます。（拍手）

○高橋幹事 お席にお戻りください。

続きまして、景観づくり活動賞を表彰いたします。この賞は、美しいまちづくりに貢献している区民や団体の活動を表彰するものでございます。

景観づくり活動賞は、「小石川後楽園庭園南側緑道」でございます。こちらの物件につきましては、毎日行われてきた清掃活動によって緑道はいつも美しく保たれ、道行く人々を和ませ、文の京の景観づくりに貢献していることから選定されたものでございます。

受賞者は青木様でございます。どうぞ前にお進みください。

○成澤区長 表彰状 文の京 都市景観賞 景観づくり活動賞「小石川後楽園庭園南側緑道」青木太郎様。

毎日行われてきた清掃活動によって、緑道はいつも美しく保たれ、道行く人々を和ませ、文の京の景観づくりに貢献しています。よってここに表彰します。

平成24年12月12日 文京区長 成澤廣修。

おめでとうございます。（拍手）

○高橋幹事 お席にお戻りください。

続きまして、景観広告賞を表彰いたします。この賞は、周辺環境に配慮し、及び調和

しているすぐれた屋外広告物を表彰するものでございます。

景観広告賞は、「染物 洗張 丁子屋」でございます。こちらの物件につきましては、昔ながらの看板は根津のまち並みの中で凛とたたずみ、歴史的な重みを感じられ、文の京の景観づくりに貢献していることから選定されたものでございます。

受賞者は、丁子屋店主の村田様。次に、推薦されました大澤様と今井様でございます。皆様、どうぞ前にお進みください。

○成澤区長 表彰状 文の京 都市景観賞 景観広告賞「染物 洗張 丁子屋」店主 村田庄司様。

昔ながらの看板は根津のまち並みの中で凛とたたずみ、歴史的な重みを感じられ、文の京の景観づくりに貢献しています。よってここに表彰します。

平成24年12月12日 文京区長 成澤廣修。（拍手）

表彰状 文の京 都市景観賞 景観広告賞「染物 洗張 丁子屋」大澤榮様。

あなたが推薦された「染物 洗張 丁子屋」は、文の京 都市景観賞、景観広告賞に認められました。よってここに表彰します。

平成24年12月12日 文京区長 成澤廣修。（拍手）

表彰状 文の京 都市景観賞 景観広告賞「染物 洗張 丁子屋」今井賢吾様。

あなたが推薦された「染物 洗張 丁子屋」は、文の京 都市景観賞、景観広告賞に認められました。よってここに表彰します。

平成24年12月12日 文京区長 成澤廣修。（拍手）

○高橋幹事 お席にお戻りください。

区長、ありがとうございました。

受賞された皆様、改めまして、おめでとうございます。

それではここで、受賞された方々から受賞のご感想などを頂戴したいと思います。

高橋様、お願いいたします。

○高橋氏 高橋でございます。景観創造賞というものをいただきまして、大変びっくりしておりまして、そしてとてもうれしいです。

実は、私は今76歳なのですが、今年の6月に会社を引退しまして、何でも真面目に取り組もうと思ひまして、デジカメ、私、カメラはかなりやっていたのですが、新しくデジカメを買いまして、じゃんじゃん撮った訳です。その中の1枚がこれなのです。出した中にはもっといい写真があるはずだったのです。これは森鷗外記念館に行ったとき

に、何だか変な、異様な感じがしたのです。岩の塊のような。どこが入り口なのか、そんな気持ちで撮って出したのが受賞と。不思議ですね、世の中は。と思いました。

でも、とにかくうれしいです。ありがとうございました。（拍手）

○高橋幹事 高橋様、ありがとうございました。

三宅様、お願いいたします。

○三宅氏 皆様、こんにちは。鷗外旧居跡に、今年、鷗外記念館ができました。近隣に住む一人として常に関心を持っておりましたが、少々不安でもありました。でき上がりましたときに、その不安は吹き飛びまして、大変限られた敷地の中で、今、岩の塊とおっしゃいましたが、ガラスと石が、実に1本のイチョウの大木と調和していると思いました。

それで、心配どころか、まあ、これは色々な考えの方がいらっしゃって当たり前ですけども、私としましては、今までの雰囲気を変えずに、新しい景観を創造していただいたというふうに捉えております。そして何よりも、イチョウがそのまま生かされたことによって、文豪の住まいだったことを偲ぶよすがになったというふうに感じております。かつて、海が見えたので観潮楼と呼ばれた場所が、今は東京スカイツリーという新しい塔が見えることで、東京の一つのシンボルになりました。もし150歳の鷗外先生がいらしたら、「観潮楼ではなくて観塔楼だね」とおっしゃるかもしれないと思っております。

私、この表彰分科会委員を務めさせていただいた経験から申しますと、委員の方達が大変白熱した議論のもと、大変な審査をなさることをよく承知しております。そのような中で、色々な考えがある中で、私がいいと思って推薦したものを通していただけましたことを本当に名誉に思い、ありがたいと思っております。皆様、ありがとうございました。（拍手）

○高橋幹事 三宅様、ありがとうございました。

香川様、お願いいたします。

○香川氏 ふるさと景観賞をいただきました香川でございます。樋口一葉は24年という短い生涯の中、ほとんどを文京区で生活しているのです。たった10か月ぐらいしか生活していなかった台東区に先に一葉記念館をつくられて、ちょっと悔しい思いをしておりました。ですけれども、一葉を訪ねるということになると、やはり文京区ということで、皆さんにそれを認めていただいたということを非常にうれしく思っております。

ありがとうございました。

そして、文京区は私の親族も結構住んでいるところなのですが、特に本郷区と小石川区と一緒に文京区になったのですが、本郷区のほうが関東大震災にも残り、今度のこと言ってももう60年以上前になりますが、第二次世界大戦にも残った、古い、懐かしい家並みが揃っているのです。そしてその中で人々が暮らして、歴史ある雰囲気を出しています。それを皆さんが認めてくださったということが非常にうれしい。

それで、ちょっと、先ほどプレートは付かないということで少し残念だなとは思いますが、樋口一葉が五千円札になってから、たくさんの人々が私有地であるところに入り込んで、ある意味では迷惑をかけているということを知りました。ですから、ちょっと区の方にもお願いしたいのですが、何か手当はないかなということで提案をさせていただいたのですが、そこいら辺のことも考えてあげて欲しいということをお願いします。

本当に、でも、今日は大変うれしく思っております。ありがとうございました。（拍手）

○高橋幹事 香川様、ありがとうございました。

青木様、お願いいたします。

○青木氏 私、青木太郎と申します。トロフィーまで頂戴するなんて、私は生涯に1度しかございません。今回だけでございます。

小石川後樂園庭園南側緑道というのは、森の水と野鳥の育成を守る目的で、外堀通り近接の高層ビル、例えば住宅金融支援機構、森ビル、住宅ビル、東京トヨタ本社ビル、都下水道局など、文京区役所と官民協働一体となりまして、庭園南側に占めた部分を緑道としてできたものでございます。

当時、都営第12号地下鉄線が平成12年12月12日に開通いたしまして、祝賀会も盛大に行われました。そしてこの道は、お亡くなりになりました末理事長が「儒学の道」と定め、この緑道を基点とした場所でもあります。陸路で湯島聖堂に結ぶ近道でもございます。現存する森ビル殿より創設の資料室をいただき、文京区教育委員会からご提出の多種の貴重な赤門関係の置物とかがございます。

最近の話でございますが、JRの水道橋の駅より、団体の入団者、お客様を多くお迎えすることになりました。期間中、正門、というのは東門でございますが、お開けすることも決定されました。文京区で、ただいまお話がありましたような森鷗外記念館とか、

あるいはふるさと歴史館などをご見学される予定になっております。

ここで改めて申し上げますが、今まで申し上げたところの全ての事柄というのは、前理事長さんの大変なご尽力によるものでございました。残念ながら、平成23年11月2日にご逝去をされたために、この度の賞をお受けすることができませんので、その恩人の志を引き継いで、この度の賞を私が受けさせていただくことになりましたことをご了承いただきたいと思います。

以上が概要でございます。この賞を受賞を機会に、これからも小石川後樂園庭園南側緑道を皆様のご協力を得て守らせていただくことをお誓い申し上げまして、これからも皆様のご支援、ご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。大変ありがとうございました。（拍手）

○高橋幹事 青木様、ありがとうございました。

村田様、お願いいたします。

○村田氏 本日は、景観広告賞を頂戴いたしまして誠にありがとうございます。まず最初に、ご推薦いただきました大澤様と今井様に深く感謝申し上げる次第でございます。

私ども、こういう賞があるということはあまり深く存じ上げなかったものですが、今般、根津地区で、根津全般ではないのですが、景観を維持しようという取組をやっているところの真っただ中に私どもは入っております。個人的なことを申し上げますと、家の建替えということで、皆さんの資料にもございますとおり、100年以上建っている建物なものですから、想像に反しまして、保存運動とかいうのが今、非常に激しく展開されておりまして、非常に悩ましい毎日を過ごしております。

と申しますのは、要するに、建物を残すと新築と同じ扱いをしなくちゃならない。これは建築課さんのご意見ですし、私どもの設計者は、建物を残すと形は残るけれど、全く非なものにしかならないということで、その点が悩ましいのですが、近々に、どちらにしる決断をしなくちゃならないなど。この景観広告賞をいただくに当たって、その時点では解体するつもりでございましたので、区の方がお見えになったときには、もらってもいいけれど家は壊すよ、という話をしたのですが、いや、壊してもまた新しくしたお店にその看板を付けていただければ、それだけお約束いただければよろしいということだったので、今回、受賞させていただきました。

どうも、委員の方々、皆さん、ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。どうもありがとうございます。（拍手）

○高橋幹事 村田様、ありがとうございました。

大澤様、お願いいたします。

○大澤氏 景観広告賞を頂戴しました大澤でございます。私は健康のために、毎朝根津神社のラジオ体操会に出席しておりまして、体操が終わった後、6時40分から30分ぐらい、あの辺を散歩しているのですが、あるとき、根津、千駄木辺りを歩いていましたら丁子屋さんを見つけまして、これは素晴らしいと。下町に溶け込んだ素晴らしい建物だということで、推薦しようと思った訳なのですが、実は家内も第9回の際に景観創造賞を頂戴しておりまして、家内に負けてたまるかという気持ちもありましたので推薦させていただきました。図らずも受賞することができまして、大変うれしく思っております。

これからもラジオ体操とウォーキングを続けて、次の推薦物件を探そうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。（拍手）

○高橋幹事 大澤様、ありがとうございました。

今井様、お願いいたします。

○今井氏 今井でございます。ノスタルジーを感じてしまう、もう還暦前の年になりまして、どうしても、自分で写真を撮っているのですが、生まれ育った文京に愛着がございます。今でも色々関わりがある訳でございますが、カメラ片手に、やはり町を歩いていますと、古いものは古いまま残したいし、新しいものは新しいものでまた、地域の役割もあるだろうと思っておりますので、そういったものもうまく調和してまちづくりができれば、進んでいけばいいのかなというふうに思っています。

そうした写真を通して、自分の生まれ育った町を何とか記録していきたいと思っておりますので、またよろしくお願いいたします。（拍手）

○高橋幹事 今井様、ありがとうございました。

皆様、ありがとうございました。

続きまして、都市景観賞の選考審査をいただきました景観審議会会長から、総評を兼ねてご挨拶をお願いいたします。

岸田会長、よろしくお願いいたします。

○岸田会長 景観賞受賞者の皆様、本日はおめでとうございます。景観審議会の会長をしております岸田でございます。

私、常々、その場所の景観というのは、やはり創る人、そして守る人、何より、それ

を見出す人があって、初めていいものができる、いい景観が育つとっております。

そういう意味では、今日列席された、受賞者の方々は、それぞれの立場で見出し、あるいは創り、あるいは維持されている方々だと思います。

文京区の景観は、文京区の皆さん全員が守り育てていくようなものでございますので、今後とも、どうぞ、毎朝の散歩でも結構ですので、続けていただきたいと思っております。

最後に一言、成澤区長がいらっしゃいますので。今年の景観創造賞ですが、これは建築としても本当に素晴らしいものだと思います。何より、こういうものを企画される文化的な行政のやり方、文化行政、それとまた建築行政としてこういうものを生み出していけるという、成澤区長がトップをされている行政の素晴らしさを改めて感じました。ありがとうございました。（拍手）

○高橋幹事 どうもありがとうございました。

本日表彰いたしました都市景観賞につきましては、区報「ぶんきょう」1月25日号に掲載する予定でございます。それに合わせまして、区ホームページにも1月25日から掲載いたします。

また、CATVで12月24日の月曜日から31日の月曜日まで、放送を予定しております。

さらに、シビックセンター地下2階のギャラリーモールに、今回の表彰物件の写真を1月25日から2週間程度展示する予定でございます。

また、2月25日から3月8日にかけて、第1回からこの度の第12回までの都市景観賞受賞物件のパネル展示を行う予定でございます。皆様、よろしければ是非お立ち寄りください。

なお、都市景観賞のリーフレットにつきましては、各区等に配布するとともに窓口に備え付け、PRを図ってまいります。

最後になりますが、ここで記念写真の撮影を行いたいと思っております。椅子を移動いたしますので、受賞者の皆様、お立ちください。

成澤区長と岸田会長は受賞者の皆様の前列中央に移動をお願いいたします。

（記念写真撮影）

○高橋幹事 これで、「第12回 文の京 都市景観賞表彰式」はお開きとさせていただきます。受賞者の皆様、本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございました。（拍手）

(受賞者退場)

○高橋幹事 審議会でございますが、休憩を挟みまして、14時45分から再開いたします。よろしくお願いいたします。

(休 憩)

○高橋幹事 それでは、景観審議会を再開させていただきます。なお、区長は所用のため退席させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、お手元の資料を確認させていただきます。

あらかじめお送りしているとおおり、次第から始まりまして、座席表、委員名簿、資料第1号から第2号、及び参考資料第1号から第4号となっております。

また、本日、席上配付資料としまして、景観計画(案)43ページ第3章の一般基準の形態・意匠・色彩の3についてのイメージ、また、同じく第3章の景観特性基準のイラスト、資料編132ページ及び137ページの景観特性マップのカラー版、さらに(仮称)根津景観形成重点地区に関する資料としまして、A4一枚のものと、注意書きの書いてありますホチキス留めの資料をお配りしております。

本日お持ちでない方は、事務局に予備がございますので、お知らせください。よろしいでしょうか。

次に、委員の出欠状況につきましてご報告いたします。磯崎委員、川又委員、竹内委員、久住幹事が欠席でございます。また、土田委員におかれましては3時頃に退席される予定となっております。

会場のマイクの使用法でございますが、お手元のスイッチを押してからご発言いただき、終了いたしましたらスイッチをお切りいただきたいと思います。

これからの進行は岸田会長にお願いすることといたします。岸田会長、よろしくお願いいたします。

○岸田会長 それでは、今日は文の京都市景観賞表彰式に加えて、景観計画(案)等の審議を予定しております。

今日は景観計画(案)について審議の上、決定したいということです。それではまず、配付資料の説明からお願いいたします。

○高橋幹事 それでは、資料の説明に入りたいと思います。

まず、資料第1号「文京区景観計画(案)」を説明いたします。

まず、景観計画(案)の150ページをご覧ください。これまでの検討の体制や経緯

が載っております。151ページに、「8月27日 平成24年度第1回文京区景観審議会」とあります。こちらが前々回の審議会になります。この審議会後の8月30日から区民説明会を5か所で実施し、同じく8月30日から9月28日パブリックコメントを実施しております。また、10月19日に第5回庁内連絡会、11月16日に第6回景観計画検討委員会を開催し、まとめたものが本日の景観計画（案）となっております。

それぞれでいただいたご意見と対応をまとめたものが、参考資料第1号から第4号になります。

参考資料第1号では、前々回の景観審議会での主な意見と対応をまとめております。

参考資料第2号では、パブリックコメント等での意見と対応をまとめております。

参考資料第3号では、第5回庁内連絡会での主な意見と対応をまとめております。

参考資料第4号では、第6回景観計画検討委員会での主な意見と対応についてまとめております。

これらを反映させたものが資料第1号となります。前々回の景観審議会から修正した主なものについて説明を進めていきたいと思っております。

まず、表紙をおめくりいただきまして、目次をご覧ください。目次については、章立てなどの変更はありません。

もう1ページおめくりいただきまして、1ページの「はじめに」ですが、素案から変更した箇所に下線を引いております。文言の整理や追加をしたものについても、全て下線を引いて示しております。

2ページをご覧ください。このページでは、区民・事業者・区が協働して景観づくりに取り組むことが必要であることを記載しております。図の中で、「事業者」と記載していたものを「建築行為等を行う事業者」と変更いたしました。これは、さまざまな企業活動を行う事業者がありますので、ここでは建築行為等を行う者を指していることが明確に伝わるように表現を変えたものです。

3ページをご覧ください。「(2) 景観計画策定の背景」につきましては、最後の段落に、都市マスタープランを改定し、「～協働で次世代に引き継ぐ～安全で快適な魅力あふれるまちづくり」を実現するために、景観行政団体へ移行するということを追加しております。また(3)につきましては、「景観行政団体への移行及び景観計画策定の意義」にタイトルを変更いたしまして、導入部におきまして、景観行政団体になることにより、建築行為等について法に基づく規制等を行うことが可能となるため、文京区は

景観行政団体へ移行し、景観形成をさらに推進していくことを追加することで、意義を明確にしております。

5ページをご覧ください。「第1章 文京区の景観の特性」につきましては、大きな変更点はございません。

1ページおめくりいただきまして、7ページの「(1) 地形」の最初の行に引いてある下線につきましては、「起伏に富んだ地形」の説明として、より詳しい内容を追加しております。また、その下の「視点場」に下線が引いてありますが、これは前回では「高低差」という言葉でしたが、分かりやすい言葉に整理するというので、「視点場」というふうに変更しております。こういった若干の修正が、第1章の中ではあちらこちらにございます。

続きまして27ページをご覧ください。「第2章 景観づくりの目標と基本方針」におきましても、第1章と同じく大きな変更点はなく、追記や文言の整理となっております。

32ページをご覧ください。「③寺社と結びついたまちの趣を大切にする」の文中において、下線でお示ししておりますのは、特徴的なまちのまとまりの説明として、より詳しい内容を追加しているものでございます。

39ページの「第3章 良好な景観づくりのための景観形成基準」をご覧ください。このページでは、下の図にありますように、景観形成基準はすべての区民と建築行為等を行う事業者、区が共有することが大切だということで、三者が手を取り合っているような図に変更しております。

43ページの一般基準をご覧ください。「配置」の2につきましては、「隣接する建築物の壁面の位置の連続性等を考慮する」と前々回まではなっておりましたが、その後半に「考慮する等、周辺のまち並みに配慮した配置とする」という文章を追加しております。

「形態・意匠・色彩」の2では、「圧迫感の軽減を図る」ことのみをいっておりましたが、その後段に「周辺のまち並みの連続性に配慮した形態・意匠・色彩とするよう工夫する」を追加しております。

「形態・意匠・色彩」の3につきましては、新たに追加した基準になります。席上配付資料をご覧ください。A4一枚のもので、左肩に「一般基準 形態・意匠・色彩3」と書いてある資料になります。

「3 周辺の建築物群のスカイラインを考慮し、上層部のセットバックや壁面の分節化、色彩の工夫などにより、周辺のまち並みとの調和に配慮する」につきまして、「上層部のセットバック」といいますのは、席上配付資料の左上の写真を見ていただきますと、周辺の建物の連なりにより形成されるスカイラインより上層部をセットバックするといったものになります。また、「壁面の分節化」につきましては、その下のイラストにありますように、低層部の形態意匠を周辺の建物のデザインと揃えたり、高層部については圧迫感を軽減するようなデザインや色彩にしたりするといったものになります。また、右側の写真にありますように、高さを一定に揃えることだけではなく、高さをなだらかに変化させていくということもスカイラインについての配慮になるというものです。このような工夫を誘導していくための基準となります。これは、東京都との協議の中で、東京都が現在指導している内容ということですので、文京区としても取り入れることといたしました。

4 4 ページをご覧ください。真ん中のただし書きの部分ですが、「下記の基準を加えるものとする」の対象が、前回までは「敷地面積3,000㎡以上の建築物」となっておりましたが、さらに2つのものを追加いたします。「絶対高さ制限を定める高度地区の指定対象外の区域に建築等を行う場合」につきましては、シビックセンターや東京ドーム周辺などの都市核等において建築する建築物は対象とするというものです。その下の「絶対高さ制限を定める高度地区の特例を受けて、絶対逆さの制限値を超えた高さの建築物の建築等を行う場合」につきましては、地区計画や大規模敷地の特例を受けて建築行為を行うものについて対象とするということを追加したものです。

4 8 ページをご覧ください。景観特性基準になります。内容の変更点については下線部の文章部分のみとなります。また、それぞれの景観特性基準の表の構成が前回と違いますのは、一般基準に合わせて「形態・意匠・色彩」と「公開空地・外構等」に整理したためでございます。

5 0 ページ以降に、それぞれの景観特性基準について、イメージを伝えるためのイラストを掲載しております。資料の中では白黒ですので、カラー版を席上配付させていただいております。こちらも参考にご覧ください。

続きまして5 2 ページをご覧ください。歴史・文化的建造物等基準になります。この中の「形態・意匠・色彩」の2の基準につきまして、「周辺の歴史・文化的建造物等や建築物との調和に配慮するとともに」という文章を追加しております。これは、前々回

までは、歴史・文化的建造物等の存する敷地からの見え方のみに関する基準であったものに対して、周辺との調和に配慮するというを追加しております。他の下線が引いてある箇所についても、同様に追加したものでございます。

57ページをご覧ください。寺町基準の中の「形態・意匠・色彩」の3につきまして、「周辺の寺社や建築物との調和に配慮するとともに」を追加しております。こちら、寺社からの見え方のみであったものに対して、周辺との調和に配慮するといったものを追加したものです。その他の下線部についても同様の視点で追加しております。

60ページの下町風情あるまち基準をご覧ください。「形態・意匠・色彩」の2の基準は、新たに追加いたしました。「2 長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより圧迫感の軽減を図り、比較的小規模な建築物が立ち並ぶまち並みの連続性に配慮した形態・意匠・色彩とするよう工夫する」というものです。これは、大規模な建築物に対して、壁面の分節化や色彩の工夫などにより、まち並みの連続性に配慮するよう誘導するものです。

67ページをご覧ください。緑のまとまり基準の「形態・意匠・色彩」の2につきまして、「周辺の緑のまとまりや建築物との調和に配慮するとともに」を追加しております。こちら、前々回では緑のまとまりからの見え方のみに関する基準であったものに対して、周辺との調和に配慮するといったものを追加したものです。その他の下線部についても同様の視点で追加しております。

69ページをご覧ください。「地区限定基準」になります。

「①神田川景観基本軸基準」の対象区域を変更しております。前々回までは、神田川の両側からそれぞれ30メートルということでした。これに対して、外堀通り沿いの区間については60メートルとするよう変更しております。これは、外堀通りの幅員の広い区間では、神田川から30メートルの地点が外堀通り上になってしまうということから、外堀通り沿道の建築物が対象とならないということでしたので、神田川から60メートルに変更いたしました。

76ページの「③景観形成重点地区基準」をご覧ください。こちらは記載を充実させております。景観形成重点地区の指定を目指して、モデル地区として根津地区において検討を進めてきました。現時点での状況を説明いたします。本日、席上配付いたしましたA4一枚の「(仮称)根津景観形成重点地区景観づくり検討会の検討経緯について」をご覧ください。

モデル地区におきましては、5月18日に第1回景観づくり検討会を開催し、12月8日の第6回まで回を重ねてまいりました。延べ46人のご参加をいただいております。

この景観づくり検討会では、根津の魅力を確認・共有しながら、根津らしいまち並みを守り、引き継ぎ、育てていくためのアイデアを出していただき、共に検討いたしました。そこで出たアイデアを「(仮称)まち並みづくりの作法」としてまとめております。検討に当たりましては、検討会の開催案内や、2回目以降は、前回の検討会での主な意見等を記載した「景観づくりニュース」を対象地区内の全戸に配布して進めてまいりました。

「(仮称)まち並みづくりの作法」につきましては、本日席上配付しております、注意書きを付した冊子になります。この資料につきましては、まだ重点地区の中で説明会をしておらず、地区住民の方にまだお知らせしていないものですので、申し訳ございませんが、審議会終了後に回収させていただきます。なかなか言葉で説明してもイメージが伝わらないということで、補助的に配付させていただきました。

この資料につきまして、3ページの「根津のまち並みの魅力」をご覧ください。根津のまち並みの魅力を5つに整理をしております。1番の「木造の建物のまち並み」や、2番の「風情ある路地」というのは、根津を歩いた方は誰でも思い付くものでありますが、例えば4番の食事の支度をする音が聞こえるといった「生活感の感じられるまち」や、5番の「小さな心遣い」などは、そこに住まわれている住民の皆様だからこそ出てきたご意見であり、魅力のポイントとなっていると考えております。

これらの魅力を生かすために木質系の素材や格子、引き戸など、地域の中で良好な景観を形成している事例を集めて、イメージとして写真を用いながら、景観に対する配慮の具体例を伝えていくようまとめております。現在、写真を撮らせていただいたお宅の方にご了承をいただいているところです。

今年度は地区説明会を開催し、「(仮称)まち並みづくりの作法」の内容等について、しっかりと地域の皆様に周知してまいります。また、今後、この作法を基に指導、誘導を行っていくための届出制度の対象エリアや対象規模、基準などについて具体的に検討し、地域の皆様の合意を得た上で、景観形成重点地区として景観計画に記載していきたいと考えております。したがって、この度の景観計画(案)における記載は、景観形成重点地区の一般的な説明文となっております。景観形成重点地区の根津地区についての記述は、地区住民の皆様の合意を得た上で、今後、この景観計画の変更という形で

記載していくことが考えられます。

91ページからの第4章、第5章、第6章につきましては、変更点はございません。

103ページの「第7章 景観形成の推進」をご覧ください。

「7-1 区民等・建築行為等を行う事業者・区の協働による景観づくり」の中の「区民等の役割」について、「区民等は、建築行為等を行う際には、周辺の景観に配慮、貢献するよう取り組みます」という文章を追加しております。これは、届出の対象外となる個人の戸建て住宅等を計画する場合にも、周辺の景観に配慮していただきたいということで追加したものです。

104ページをご覧ください。景観計画の策定、実施の際に新たに制定し、施行する「(1) (仮称) 文京区景観づくり条例」については、景観は皆でつくっていくものだというので、現行の「文京区景観条例」から「(仮称) 文京区景観づくり条例」と名称を変更しております。併せまして、現行の「文京区景観審議会」から「(仮称) 文京区景観づくり審議会」と名称変更を行っております。

105ページでは、「(4) 庁内の推進体制」を追加しております。これは、景観づくりにおいては多岐にわたる課題を調整しながら、情報の共有や事業実施に当たっての相互調整など、横断的な体制が必要だということを明記したものになります。

1ページおめくりいただいて、107ページをご覧ください。「7-4 景観づくりの推進施策」の枠の中の「①パンフレットやガイドラインの作成等による情報発信」において、ガイドラインの内容について下線部を追加しております。

これにつきましては、パブコメや区民説明会の中で、個人の方が戸建て住宅の新築や建替えなどをする際にも、景観に配慮したものとするよう誘導できないかというご意見が多くありましたので、「(仮称) 景観ガイドライン～戸建て住宅編～」をつくることで、戸建て住宅の建築をされる個人の方にも景観計画の内容を周知していくことを、この場所で明記しております。

109ページ以降は資料編になります。110ページからは区の「地形・まちの成り立ち」に関する記事を記載しており、113ページからは「(3) 市街地の変遷」ということで、「①江戸」から始まりまして、114ページ「②明治～大正」、115ページ「③昭和～平成」を記載しております。記載内容や図の活用につきましては、検討委員会でご意見をいただきながら充実させております。

116ページ以降は「景観形成基準が適用される場所」についての分布図になります。

132ページから景観特性マップになります。こちらにつきましては、抜粋したもののカラー版を席上配付させていただいております。

この景観特性マップでは、景観特性だけでなく、先ほど表彰式がありました文の京都市景観賞の受賞物件についても位置を示しており、地図としても楽しめるような内容としております。

141ページには、文の京都市景観賞の受賞物件の一覧を掲載しております。

149ページには、区民の景観への意識調査ということで、平成24年度実施の「第22回文京区政に関する世論調査」の結果がまとめ次第、記載することとしております。

150ページには本計画策定の体制と経緯を、152ページには、文京区景観計画検討委員会委員及び景観計画検討庁内連絡会委員の名簿を掲載しております。

154ページからは用語集となっております。

資料第1号につきましては、説明は以上でございます。

続きまして、資料第2号を説明いたします。「(仮称)文京区景観づくり条例骨子(案)」になります。

下の表をご覧ください。1段目の「文京区景観計画」の欄ですが、24年度に、二重枠で示しているように景観行政団体に移行いたします。その後、25年度に景観法に基づく様々な手続を経て、景観計画を策定し、実施いたします。これと同時に、2段目の「(仮称)文京区景観づくり条例」を施行いたします。景観法に基づく届出に関する事項や審議会の設置などについて定めた条例を施行することで、景観計画の運用を行っていくこととなります。

3段目の「(仮称)文京区景観法に基づく景観計画の策定及び届出行為等に関する条例」につきましては、景観行政団体移行から文京区景観計画の策定、実施までの手続を進めていく期間において、景観法に基づく事務を行うためのつなぎの条例となっております。

1ページおめくりください。この条例の骨子(案)の概要になります。

4ページの第二章「景観計画の策定等」につきましては、景観計画及び景観ガイドラインの策定やその手続に関する事などについて示しております。

5ページの第三章「行為の規制等」では、届出制度等に関する事を示しております。

8ページの第六章「文京区景観づくり審議会等」では、審議会の設置等に関する事

を示しております。

この文京区景観づくり審議会と現行の条例に基づく景観審議会とで大きく変わるころは、「(2) 審議会の審議事項」の3つ目でございます「法の規定による勧告、変更命令等に関すること。」が審議会の審議事項として新たに加わったことでございます。

全ての資料につきまして、説明は以上でございます。

○岸田会長 ありがとうございます。

では、議題である景観計画(案)等について論議したいと思います。

この景観計画(案)については、前々回の平成24年度第1回景観審議会でもいただいたご意見、また、パブリックコメントと区民説明会でものご意見を受けて作成したものを、第5回庁内連絡会及び第6回検討委員会で議論していただいて、まとめたものということでございます。さらに東京都の意見も、先ほどご説明があったように、反映されているということでございます。

景観計画に関する議論については、今年度は本日が最終回で、最後のチャンスということになります。本日、皆様にご議論いただきまして、まだ案でございますが、景観計画(案)としてまとめさせていただきまして、景観審議会として答申を行うことになっております。

また、その後に東京都と協議を行い、必要な修正、調整を経て、景観行政団体に移行するという予定でございます。

今、申し上げました検討委員会については、清水委員が委員長、責任者になっていただいておりますので、まず、清水委員から、この景観計画(案)等について、検討委員会での検討の経緯あるいは結果などについてご説明いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○清水委員 おおよそ2年間、6回の会議だったかと思いますが、文京区の景観計画については、最初の骨子の時点から特徴的なのは、「景観特性」という言葉を持ち出して、今までですと、根津らしさだとか本郷らしさとかいうと非常に曖昧な言い方だったものですから、「坂道基準」だとか「まちのまとまり基準」だとか、そういう幾つかの基準を重ね合わせるという方法で、微妙にまち並みが変わっていくところに対応しようという方向だったと思います。

検討委員会の中では、特に文京区が坂と谷のまちといいますか、尾根と谷ですね、そこにできたということが非常に重要であるという意見がありまして、そういう地形的な

ことをベースにしながら議論してきたところがあります。また、表現に関してはイラストだとか写真だとか、かなりグラフィカルな方向に最終的には持っていったということが言えるかと思います。

今回の景観計画（案）は、見ていただいてお分かりのように、資料編の分量が非常に多い。3分の1程度が資料編ということになりましたが、この資料編が非常にいいものになったような気がしています。特に、133ページぐらいからの景観特性マップについては、地区別に色々な場所について、ここはこういう基準の場所だというふうに書かれているのですが、これ自体がまち歩きマップになるような感じにも思えますので、そういうふうにして歩いてもらうことによって、ここにはこういう基準があるということが分かるということになれば、これは非常にいいのではないかなと思っています。

今回は、位置付けとしては、これは景観行政団体になるためのベースの部分をつくったということですので、先ほどご説明もありましたが、今後、修正はどんどんしていくと。ベースの部分をつくって、これからスタートという時点ですので、そういった観点で見ていただければいいかと思います。

おおよそ、この1年半から2年の状況は以上です。

○岸田会長 ありがとうございます。考えてみたら随分長い期間、多くの時間を割いていただいたものでございます。

この検討委員会の副委員長の伊藤委員から、何か補足説明がありましたらお願いいたします。

○伊藤委員 前回、11月に第6回景観計画検討委員会がありまして、最終回だったということもあって、大きな修正等の意見はなかったのですが、ひとつには、この景観計画に込められた皆さんの思いをよりよく伝えていくことに関する事で、もうひとつは、もうちょっとその先に関する事についての意見が出たかなと思っています。

よく伝えることというのは、色々細かい点であるのですが、イラストが新たに掲載されてきたので、その辺でもうちょっと、ここをこういうふうにしたら伝わりやすいのではないかというような意見であったり、幾つかそういったことが出ました。

それから、その先のことといいますのは、先ほど清水委員からも、景観行政団体になるためのベースをとということで、今後、変更もあり得ることなのですが、それに備えてという意味もあって、例えば「建築物等の規制・誘導の仕組み」というところで、前回、11月のときには、「景観アドバイザーが」というふうに書かれていた部分を、

必ずしも景観アドバイザーだけに留まらず、もうちょっと色々な分野からのアドバイスがあってもいいのではないかと、それから、結局、長期優良住宅はほとんど戸建て住宅が対象になるので、もうちょっと前の段階からアドバイスできるような仕組みがあったらいいなというような、将来に向けた意見もありました。

あるいは、「(仮称)景観づくり団体の登録制度」といったようなものの中にありますが、まだ条例に載せられるような段階ではないというご回答を事務局からいただいたのですが、今後は、条例に載せていくようなこともした方がいいのではないかとといったご意見が出されたり、あとは、特に戸建て住宅なのですが、届出の対象になるものは少ないということで、やはりガイドラインが今後大事ではないかということで、どうやって、この景観計画をつくった後にそれを周知して行って、区民の皆さんが自分自身のこととして考えていただけるような方向で、これをどうやって伝えていくのかというようなご意見が出されたかと思っています。

以上です。

○岸田会長 ありがとうございます。確かに、いいものをつくっても、うまく運用されないと生きてこない訳ですからね。今後の課題も残っているのではないかと思います。

それでは審議に入りたいのですが、ちょっとその前に事務局に確認したいのですが、これ、当初予定は4時半でしたよね。15分ほど表彰式で遅れたのですが、4時半をやはり目途にした方がよろしいのでしょうか。

○高橋幹事 目標は4時半ということでお願いしたいと思います。

○岸田会長 分かりました。それでは、ちょっと時間は短くなっているのですが、ご審議をよろしく願いいたします。

随分厚みのある資料に対するコメントになるのですが、これまで何回もやっているものなので、一番ここが重要ではないかというところがございましたら、委員の方々、何でも結構です、よろしく申し上げます。

○萬立委員 萬立です。実際、全部読み切れていないものですから、なかなか議論が難しいのですが、気になっていた点を2点だけ伺いたいと思います。

ひとつは、一般基準と地区限定基準、その成り立ち方の問題なのですが、景観計画というのは、建物の高さ規制とは違うということでずっと議論もされてきましたが、地区限定基準の方には、神田川景観基本軸基準ですとか、文化財庭園等景観形成特別地区基準のところには、例の表のところに、「高さ・規模」というところがあります。これは

建築物に対しても工作物に対しても。

それで一般基準の方はどうかといいますと、配置というところではありますが、高さの問題については触れていなくて、あえて言えば、スカイラインといいますか、建物の連続性というところが触れられているのですが、これは一般基準については触れなくていいという判断でこうなったのかどうか、これはひとつ確認です。

もう1点は、5章の「景観資源の保全」のところで、景観重要建造物や樹木についての指定方針が記載されておりますが、他区の幾つかの同じような計画を見ていますと、ここに風景資産を入れているところがあります。これは文京区の考え方としては、確かに都心区にあって、高い建物も拠点地区にあるなどということ考えた場合には、なかなか風景資産ともいふべき概念というのはつくりにくいかもしれませんが、ものの見え方だとかについては触れられておりますから、今後の景観資源を守っていくという点では、やはりどこかに触れておいた方がいいのではないかなと思ひ、その2点がずっと気になっていたものですから、よろしくお願ひします。

○岸田会長 ありがとうございます。まず最初の高さに関する基準、これは一般基準で触れられていないのですがそれでいいのかというお話です。

いかがでしょうか。

○高橋幹事 まず1点目の「高さ・規模」の記載についてですが、文京区の場合には、現在、都市計画として、絶対高さ制限を定める高度地区の指定に向けて検討をしております。これは都市計画で、建物を建築する上での一定の高さを定めるということですので、この景観形成基準で定める配慮事項よりもさらに厳しいもので、秩序ある市街地環境を目指すということですので、一般基準や景観特性基準では記載してはおりません。

ですが、景観行政団体移行に当たり、東京都が定めた基準を引き継がなければいけないということですので、神田川景観基本軸基準等に関しましては、東京都景観計画に記載してあった内容で指導、誘導していくというものです。

ですから、文京区の場合は明確に、都市計画で高さの規制、誘導を図っていくという考えです。

○岸田会長 分かりました。どうですか、萬立委員。今の説明があつたのですが。

○萬立委員 前からそのことは伺っていますが、一般的に見ると、そうは言われても分からないのかなと。前書きか、最初の方にそういう規定がどこかにあればまだ分かるのではないかと思つたものですから。その都市計画の問題と今回の景観計画との振り分けが、

どこか記述としてはあるのでしょうか。なければ、何らかのことがあってもいいのかなと思っております。

○岸田会長 これ、区として様々な行政を色々な視点でやっているのですが、景観そのものではないけれど、区が行う建築あるいは都市の規制について、関係があるところの説明があればいいのかなという、そういうご意見でしょうか。

○萬立委員 はい。

○岸田会長 いかがでしょうか。

○高橋幹事 一点ありますのは、やはり都市計画で高さを、景観計画でデザイン等を誘導していくことで、メリハリを付けて分かりやすくしていきたいと考えております。

当初検討したのは、「高さ・規模」について、例えば東京都景観計画にあるように「突出した高さの建築物は避ける」というふうに景観形成基準で書きながら、都市計画で絶対高さ制限があると、一体どちらの基準、考え方が本筋なのかがかえって分かりにくくなるということで、文京区の場合は、そういった分かりにくさを避けるために、明確に、高さに関しては都市計画に委ねたということになっています。

ですが、そういった記載については、景観計画の中では説明してはおりません。

○岸田会長 分かりました。というご説明なのですが。萬立委員、よろしいでしょうか。

○萬立委員 判断は皆さんに任せますが、いわれる意味合いが分かるようにした方がいいのではないかなと思っただけであります。

私が、幾つかお話も聞いたり、こういう資料を見て思ったのは、さっきの一般基準と地区限定基準を比べた場合に、「配置」だとか項目の違いがある訳なので、何でこっちは「高さ・規模」がないのだろうというふうに読まれる方が、その理由が分かるようなものがあっていいのではないかなと思っただけです。

○岸田会長 確かに、そういった高さに関する規定は、都市計画も含めてやっている。その中で景観計画についてはこうだ、というような記述が多少あると親切かもしれませんね。

では、ご検討いただければ。

○高橋幹事 分かりました。

○岸田会長 どうぞ。

○高橋委員 3ページの「景観計画策定の背景」の一番下に今回追記してございますが、平成23年に改定した都市マスタープランの中で、景観行政団体に移行するということ

を記載してございますが、その部分に併記して絶対高さ制限を導入するということが書いてございます。この景観計画策定の背景の話になるのですが、この3ページの部分では、それが見えないという萬立委員のご意見でございますので、この辺に、少しその内容も含めて記載していけばよろしいのではないかと思います。

それから、次の4ページには、「景観計画の位置付け」ということで、各種行政計画との連携、調整といったことも踏まえて書いてございますが、絶対高さ制限との関係というお話であれば、都市マスの改定の際に方向性を示してございますので、この部分にも記載することを考えたいと思います。

○岸田会長 ありがとうございます。それでは、この扱いについてはそのような方向でご検討ください。

それで、萬立委員の2つ目のご指摘なのですが、風景資産ですか。「風景」という言葉が他区の同種の規定ではあると。ですので、文京区でもやはり風景資産というような考え方について言及があった方がいいということですか。

○萬立委員 そうですね。自分はそう思いますが、それは要らないという理由があれば。

○岸田会長 どうでしょうか。事務局の方からは。

○高橋幹事 まず、第5章「景観資源の保全」の中で――97ページになります。ここでは、景観重要建造物と景観重要樹木の指定方針のみを記載しております。これは、景観法では、こういったことができるということですので、方針として掲げております。

今、萬立委員のおっしゃった風景という視点ですが、今回の景観特性基準の中で、まちなまとまり基準で寺町ですとか下町風情あるまち、また、坂道基準にしても文京区独特の風景を捉えて、それを生かすものということですので、基準の中に風景という視点をしっかりと網羅しているのではないかと、事務局としては考えます。

○岸田会長 ありがとうございます。

なかなか微妙な問題がございますよね。「風景」の方がより広い概念なのか、あるいは「景観」の方が上位の概念なのかというところは難しいと思います。

多分、条例といいますか、こういう一般的な法令的な枠組みとしては、「風景」はなかなか捉えどころがない面もあって、難しいかなという気は個人的にはしておりますけれども。最終的には「景観」も「風景」に含まれていて、風景自体の議論になっていけばさらにいいのかとも思うのですが。

ただ、景観法に基づいた景観行政団体を目指すという枠組みで考えるのならば、今、

区のご説明にあったように、風景の取り込み方、含み方も現実的ではないかと思いますが、この点に関しては、清水委員いかがですか。

○清水委員 風景というのをどういうふうな位置付けで捉えるかなのですが、一般的には「景観百年、風景千年」というふうないい方をされたりするように、かなり長いスパンでできるものを風景というふうにはいわれているのだと思います。

そういう点で言うと、ちょっとまだ、僕はここに「風景資産」というのは違和感が、文京区にはあるような気はするのですが。「風景」という言葉はもっと、かなり歴史を経ていったものというイメージをどうしても持つものですから、単純に風景という色々な使い方をされていますが、専門的に言うとそういう位置付けかなという気はするのです。

○岸田会長 ありがとうございます。

文京区は、区ができてからまだ数十年ですかね。文京区のこの土地が開発されてからもまだ千年は経っていないのではないかという気がいたしますが、まあそんなことを議論してもしょうがないのですが。

どうでしょうか、「風景」という言葉を入れることが重要なのか。あるいは、今事務局からご説明のあったような形で、風景的な要素をこの記述の中に一応盛り込んでいるとも言えますけれども。どうでしょうか、萬立委員。

○萬立委員 この議論が様々なところでやられていたかどうかということは、よく承知をしていないものですから、あえてここで大議論をするつもりは毛頭ないのですが、私の感じた思いとして、他区との比較で見た場合に、なぜ文京区は必要ないのかな、他区は逆に必要なのかなというところの発想からの質問でしたので、議論の中にこれも含まれているという判断、ないしは、もっとスパンが長いものですよということですから、まだ書く段ではないということならば、まあ仕方がないかなと思いますが、皆さんの意見があればと思って発言をいたしました。

○岸田会長 ありがとうございます。

ちなみに、他にこの件に関してご意見はございますでしょうか。

○藤原委員 前回、広域景観のことを言って、拒否というか却下されましたが、千年には満たなくても、やはり広域というか、もうちょっと広い範囲で、30メートルとか60メートルとか言わないで、広い範囲の風景というか景色というか景観は、やはり大事にするという意味で触れた方がいいとは思っています。

それで、先日、六義園のライトアップに行きまして、とても良かったのですが、夜はビルが見えないからすごくいいのです。それで、昼間行くとがっかりするという。やはり、それっでもうちよっと何か配慮したらもっと良くなるなというのがあるので、少しその部分、何か工夫できないかなと思います。

○岸田会長 ありがとうございます。

今の藤原委員のご指摘も、それから萬立委員のご指摘ももっともだと思いますが、やはり課題が大きいですね。この制度自体は見直しを必ずしていく訳ですので、ぜひ、その機会に改めて議論し、盛り込んでいければ、さらに充実したものに改定できると思うのです。

そういう意味では、今回はベースであるので、見解が全会一致で決められないような、ある意味高度な課題については、やはり宿題として残すということではどうかと思うのですが、いかがでしょうか。松下委員。

○松下委員 風景となると本当に人それぞれ、100人いれば100人の思いがあるのではないかなと思って、今ちょっと私が気になったというか、伺いたいのは、例えば今、藤原委員がおっしゃった六義園の例で言えば分かりやすいといえば分かりやすいのかもしれないのですが、例えば、夜はきれいで昼間がっかりだとしたら、周りのビルはどうしたらいいのかなと。まあ、何も無い方がいいのしょうけれど、例えばそれについての基準を、区とか所有者とか土地を持っている方々と一緒に決めていくというのが景観法なのではないかなと思うのです。

だから、がっかりするのもすごく気持ちは分かるのですが、じゃあ、そのがっかりをどうしたらがっかりではなくなるように、これからの文京区ができるかというのを皆で考えられるような、こういうことを今しているのだと思うので。がっかりというご意見はすごく分かるのですが、じゃあどうしたらいいのかというのもいただきたいなど。あと、萬立委員がおっしゃった、漠然としていてとおっしゃるけれど、それが何を指しているのが今一步、広過ぎて分からないので。

例えば、今話題になっている富士見坂の件のようなことが問題の中にあるのだとしたら、富士見坂だけではなくて、どこからでも富士山が見たいじゃないですか。だから、そういう意味でいえば、皆でつくっていく、ここの点の人だけが守られるのではなく、どこの人も守られるようなことをどうやってできるのかという、本当に広いことになってしまうので、すごく、本当に難しいことなのかなというのを感じたのです。

だから、その辺のベースから、もし話していけるのだとしたら話していかなくてはならないし、多分、宿題になってもずっと宿題のままの事のような気がするのです。ですからその辺も、本当にかっかりが、どうかっかりじゃなくなるのかという意見もいただきながら、皆で考えていくことなのかなと。すみません、漠然としてしまうのですが、そんな意見です。

○岸田会長 ありがとうございます。

やはりこれは重要な、けどすぐに解決というか結論は出ないような、大きな宿題だと思います。清水委員からも千年というお話があったのですが、また、富士見坂の広域の景観についてのご指摘もあったように、最終的には景観法以上に、時空に広がる対象を議論していくという方向性は必要かなと思います。

これは直接、今回の景観計画に反映されなくても、今後とも、改定の折に議論していければと思います。

○萬立委員 そういう方向でお願いしたいのですが、例えば、いいねと思われるような風景があった場合に、それを守っていこうというようなことが住民と行政を含めてやっていくということになれば非常にいいと思っているのです。

文京区の場合、翻って考えてみると、今、表彰があったように、景観賞があって、ああいう形で表彰もされて、つながっていくというところを、もっとそういう位置付けからも景観賞を充実させていくということで、先々の判断をすることの材料になるのかなと思いましたので、今の案の中でも、私が言おうとしたことについてはやっつけられるところも十分あるのではないかと考えています。

○岸田会長 ありがとうございます。

では、この議論はこういうことで。何かさらにありますか。どうぞ。

○高橋幹事 では事務局から。今、萬立委員がおっしゃったように、文の京都市景観賞は、受賞物件が将来的に文京区の風景のスタンダードですよ、というものに広がっていけばいいなという啓発の意味でやっております。

また、風景という意味ですと、やはり一定のまとまりというものがお話でありました。これはまさに今回の景観特性基準の中のまちのまとまり基準にありますように、一定まとまった地域での基準ですので、低層住宅地基準、寺町基準、下町風情あるまち基準というそれぞれの基準に基づいて、今後建物が更新されていくことで、そのエリアは一定の風景を形づくっていくことになるのではないかと考えております。

また、六義園のお話がありました。六義園のような文化財で、特に守らなければいけないものに関しては、73ページの文化財庭園等景観形成特別地区基準ということで、庭園周辺の100メートルから300メートル程度の範囲内の建物や屋外広告物には、より厳しい基準が設定されておりますので、こういった基準によって守っていくような配慮等も計画の中ではなされています。

○岸田会長 ありがとうございます。

それでは、他にどうでしょうか。ご意見はございますか。

○藤原委員 3つほど。まず最初に、先ほど萬立委員の言われたことと関連することでひとつだけあったのですが、ちょっと何ページか分からないのですが、景観形成に当たって、建築物と開発行為とが対象になると。対象行為のところ。何ページかちょっと分からないのですが、その部分、景観法に基づくものと建築基準法に基づくものと両方被ってくるのだと思うのですが、景観法以外にもこういうもので規制があります、というようなことを少し出しておくと親切かなという気がしてそのとき読んでいたのですが、今、何ページだかよく分からないのですが、すみません、後でちょっと探しますが、それがまずひとつです。

あと、69ページの神田川についてですが、外堀通り沿いの範囲を60メートルにしましたよね。この外堀通りは、全体は50メートルぐらいなのですか。この図によると、外堀通りからちょっとだけ外側に行っているという感じに見えるのですが。外堀通りは実際何メートルぐらいなのでしょう。それによっては、ちょっと60メートルでは足りないかなという気もしているのですが。それがひとつです。

それから、神田川に関する記述なのですが、今回、初めて、資料編のところで歴史的なことに触れられています。地区限定基準で神田川はかなり触れられていて、そういうふうに、東京都から引き継ぐ規制もそうですが、かなり神田川についての記述が前半に多いにもかかわらず、この資料編での市街地の変遷とか地形の点で、今の神田川になる過程が全然見えていないというのが気になっています。もともとあった訳ではなくて、神田川は江戸時代にできた訳なので、その辺の記述が少し欲しいなというのがあります。

例えば113ページの、江戸時代には市街地の開発、整備が進められたというところで、このところに、武家や市民の生活用水として神田上水が敷かれたということと、あとは、江戸初期に仙台堀を含め外堀が開削され、今の神田川の形がつけられたと。そし

て、今現在も貴重な水辺空間となっているというような記述があると、最初の方の地区限定基準のところにつながってくると思うのですが、地区限定基準だけあって、全然その神田川の成り立ちとか、できたところについて、せっかく江戸時代とくくられている部分に何も無いのが、ちょっと不自然な気もするし、寂しいという気もするのですが。それがひとつです。

もうひとつ、最後の128ページのところに、緑のまとまりとありますが、これ、前から気が付いていれば良かったのですが、今回初めて気が付いて、9番の湯島聖堂のところがありますよね。湯島聖堂のすぐ近くに、あそこの素晴らしい仙台掘というか、神田川のお茶の水のところの景観があって、写真にも実際に出ている訳ですから、せっかくですから、仙台掘緑地というのをに入れていただきたいのと、あと、関口芭蕉庵もちょっと欲しいなというのがあります。すごい個別のことで申し訳ないのですが、それがあります。新江戸川公園ももちろんいいのですけれど。入っていますよね。

あと、もうひとつ言い忘れたことで、70ページで、これは非常に、別に何も異論はないのですが、川側に背を向けているというようなことがやはり気になって、皆さん、指摘されることで、「顔を川側に向け」というような記述がありますよね。これは大変素晴らしいことですが、実際には、川側に背を向けているところの実態というのは、実際見たときには一番気になるのは、川側に背を向けていることもさることながら、やはり高速道路が上にあることなので、そのことを少し、まあ、それは国交省のやることだといえばそれまでですが、何か一言でも入れられないかなと。高速道路を将来は……。

(「それは無理です」の声あり)

○藤原委員 無理ですか。はい、分かりました。ではそれだけです。

○岸田会長 ありがとうございます。高速道路に苦言を呈する文言ぐらいいは入れられるかもしれませんね。

まあ、それは冗談として、4つほどございました。最初の、景観形成基準での規制の他に、特に建築基準法その他色々な規制でどういうものがかかるか、それについての説明があった方がいいのではないかというご指摘です。

どうでしょうか。

○高橋幹事 この景観計画の届出の対象となる行為は、42ページに、建築物の場合は「新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」と書いてあります。こういったことをする場合には、一定規模を超えるも

のは全て対象になるということで、明確に記載させていただいています。

○藤原委員 分かりました。これは確かにそうでした。私が見たところはここではなくて、もっと後ろの方でしたが、開発行為と建築行為とか書いてあって、この景観計画で対象になるというところでした。

ここにありということを書いてもいいのですね。「42ページ参照」というふうに。

○高橋幹事 失礼しました。委員がおっしゃっているのは89ページでしょうか。

○藤原委員 89ページ……ここでもないような気もするのですが。すみません、いいです。

○岸田会長 では、これについてはよろしいかと思えます。

2つ目は神田川、外堀通り沿いの範囲ですね。60メートルでは不足ではないかというご指摘ですが。

○高橋幹事 これは、東京都が神田川景観基本軸の地区区分として30メートルの範囲を地図にプロットしたものがありまして、今後、文京区が事務を引き継ぐに当たりで、再度、地図を確認したところ、外堀通りにおいては、道路上に30メートルの区域の線が引かれている箇所がありましたので、その沿道の建物が対象になるように、何メートルがいいのか図面上で全て確認して、全てが確実に区域内に収まる距離が60メートルでしたので、60メートルに設定しています。

○岸田会長 ありがとうございます。

あと、3つ目が、神田川は非常に重要な地区限定基準の対象になる訳ですが、説明の資料が不足ではないかというご指摘ですが、いかがでしょうか。相当、藤原委員は今、細かく見ていただいておりますが。

○藤原委員 というか、この資料がすごくいいものですから、ちょっと要望も多くなってすみません。

○高橋幹事 江戸時代に現在の神田川の形ができたということですので、少しでも掲載していきたいと思えます。

○岸田会長 これはまだ、加筆、訂正などの余地はあるということでございますね。

○高橋幹事 はい。

○岸田会長 最後に仙台掘のところの記述、それから関口芭蕉庵ですか、他にももっと色々な要素があるのではないかというご指摘ですが。

逆に言うと、高速道路が景観上良くないという指摘ですね。さらには、川側に顔を向

けられない状況があるのではないかということだったと思いますが、いかがでしょうか。

○高橋幹事 まず、神田川に対して建物が背を向けているというお話ですが、高速道路がなかったとしても、この基準が整備される以前に建てられた建物は、やはり川側に室外機を設置するだとか、完全に背面を向けた計画になっていたと思うのですが、現在は、この基準がありますので、神田川から見た際に、背面らしからぬデザインや圧迫感等がないような工夫をしていただく指導はできます。

また、委員がおっしゃったような指摘事項につきましては、20ページに、神田川に関する記載の中で「景観形成上の課題」ということで、高速道路に関しても一部記載をしております。

○岸田会長 ありがとうございます。その他、仙台掘、あと関口芭蕉庵についてはいかがでしょうか。

○高橋幹事 緑のまとまり基準としましては、これは都市マスタープランに掲載されている大規模な緑のまとまりや公園などということでもとめておりますので、追加することはできないのですが、一般基準で、そういったまとまった緑がある場合には、しっかり配慮するよという内容も示してありますので、それを使って、緑の連続性ですとか、景観特性からの見え方に対する配慮は指導できる内容になっています。

○岸田会長 いかがでしょうか。

○藤原委員 強く言い張るものではありませんので。

○岸田会長 どうもありがとうございます。

それでは、他にいかがでしょうか。

○松下委員 2つあります。ひとつはとても小さいことなのですが、取扱注意の資料なのですが、例えば、14ページの玄関回りに関することで、敷地内にあるこういったものは理解できるのですが、これは間違っていたら申し訳ないのですが、7ページに、プランターの風車という写真が真ん中辺りにありまして、これは家の外に置いてある。外の道路ですよ。区道とか私道とか。これを皆が置いてしまうとどうなのかなというイメージがあったので。とてもいいことではあると思うのですが、ちょっと心とむというか。ただ、皆が出してしまうとどうなのかなと思ひまして。

○高橋幹事 この資料の写真等につきましては、土木部や建築課と問題ないかといった確認作業を今現在行っているところでございます。この写真は、風車が路地のいい雰囲気をつくっていたので掲載しておりましたが、本来、プランター等を道路上に置くことは

できませんので、説明会に向けては、敷地内にプランターを置いている方もいらっしゃいますので、そのような写真と差し替えていきます。

○松下委員 ありがとうございます。ごめんなさい、先走って。

○岸田会長 ありがとうございます。

今のご指摘、実は、商店街ではみ出し展示販売というのはごく日常的にありますよね。その問題とも絡んでくる、非常に大きな問題をはらんでいるような気がしますけれども。

だから、ある一定程度の設置は、社会的には許容されているというのが現実ですよ。許容されていないですか。

例えば、台東区ですが、アメ横なんかに行ったら、もしあれがなかったら商店街として成立しないという現実がありますよね。

○松下委員 そうそう。だから時間内とか、何かそういう特別な配慮を。

○岸田会長 区の見解はどうでしょうか。

○高橋幹事 まず、この資料の7ページにつきましては、今あるまちの中で、こういったものが生活感を感じられる要素ということで挙げております。

こういった魅力を生かすため、建物の新築等における景観に対する配慮の事例として記載しているのが、10ページ以降になります。今後、これを基に、景観計画の中で景観形成重点地区の基準について検討していく際には、例えばですが、道路に面するところの緑化というような項目があった場合に、道路の占有はできないといったことは当然の条件となりますので、そういった整理をしていくこととなります。

○岸田会長 どうぞ、高橋委員、よろしくお願いします。

○高橋委員 道路法や建築基準法に関する確認はまだ作業中という時点での資料なものですから、申し訳ありませんが、松下委員のご指摘のようなものもごございます。

それから、基本的に道路上での販売というのは、建築基準法や道路法を扱う我々行政からすれば、駄目だと言うしかございません。

○岸田会長 分かりました。そうですよね、行政という立場でのこの議論ですから、そういうことだということで。よろしいでしょうか。

○松下委員 すみません、あえて、ではお願いを入れるとしたら、それぞれ自分の家の前とかの植樹とか、区の植樹とかに手をどんどん入れられている方がいて、すごくそれが美しい場合もあるのですが、鉢とかがものすごく置いてあったりとか、またちょっと違うものに育っていつてしまうようなこともあるので、そういったことも、この景観

のことは出すときに、それも難しいとは思いますが、やわらかいご指導というか、まち並みを意識していただけるような配慮があるといいなというお声をよく聞きますので、これは誰がどこまでやっていいのかしら、というようなことをよく聞かれるので、そういったこともちょっと配慮していただけるといいなというお声がありましたということをお伝えしておきます。

それともう1個はちょっと大きいことなのですが、先ほど、景観計画と景観づくり条例について、委員の皆さんが、とてもいいものができて、それをどうやって伝えていくのか、うまい運用法というのが大切ということを言われていました。区民の方が自分のこととしてこれを捉えていくのにどのような方法があるのかということを私も考えましたところ、すみません、ちょっと時期的にはもしかしたら遅いのかもしれないのですが、よく、色々な自治体で条例とかを出す場合に、子どもから、本当に一般の方に分かるような、平仮名でつくったりとか、あと「子どもの心と体の条例」とか、そういった難しくない文言で伝えるというようなこと。または、条例ではないにしても、計画にしても、サブタイトルがついているというようなことがあるとも伺いました。

なので、そういったことも含めてどの程度まで、先ほど事務局が「景観条例」だったのが「景観づくり条例」という、「つくる」という意思をすごく入れたというようなことも、とても温かく受けとめさせていただいたのですが、例えば「皆でつくる景観条例」とか——今のはひとつの思い付きなのですが、区民の方も自分のこととして捉えられるような、また子どもも考えられるような、そういった文言とかサブタイトルを付けられるということはどの程度可能なのでしょうか。

○岸田会長 どうですか。主に表現の問題とっていいと思うのですが。

○高橋幹事 今回の景観計画に関しては、やはり広く区民の方に知っていただいて、個人の方の戸建て住宅の建築等の場合にもしっかりと反映させていただきたいと考えています。皆で文京区の良い景観づくりをしていこうという、そのような趣旨で、条例は「(仮称)文京区景観づくり条例」、審議会は「(仮称)文京区景観づくり審議会」とさせていただきます。

やはり皆様にとって、一番身近なものというのと、景観計画や景観条例よりもガイドラインになると思います。この厚い計画書は、区民の皆さんに届きにくいかもしれませんので、そういった意味で、通常は大規模な建築行為等をされる事業者の方等に配っていたガイドラインを、この度は区民の方向けに「(仮称)景観ガイドライン～戸建て住宅

編～」と、今はちょっと硬い名前になっていますが、区民の皆様に興味を持っていただけるようなタイトルにするだとか、今お話を聞いていまして、景観計画に、サブタイトルが付いておりませんでしたので、このあたりの工夫等を検討したいと思います。

また、今後、パブリックコメント等を行いますので、条例のタイトルについても、そういった意見が多く出された場合には、検討したいと思います。

○岸田会長 どうぞ。

○松下委員 今、漠然とした発言だったので、皆様のご意見も聞きたいのですが、この景観づくりの「づくり」という言葉が、誰が主語なのかということがなかなか、行政が主語なのか、今までは止まっていたものを動にするというか、静が動になったというようなイメージなのか。例えば、区民が、自分達がつくるのだ、一緒につくるのだというような、まちは区民も一緒につくる、人任せだったものが自分達も一緒につくれるのだというようなことなのかなという。今回、根津にしても、そういうすごくいい状況でつくられていく中で、本当に言葉って大切だと思いますので、できたら、本当に子どもから高齢の方まで、皆が分かりやすいような条例、計画をつくっていただいて、戸建て住宅についてのガイドラインも、家を建てる人にしか関係なく、また今度は遠くになってしまうので、建てられない人がほとんどだと思うので、建てない人にまできちんとおりてくるような、建築するためのノウハウ本ではなく、受けとめる方でもそれが分かるようなものを目指していただければと思います。お願いします。

○岸田会長 貴重なご意見をありがとうございました。将来に向けて、条例づくりのときにと言ったらいいのでしょうか、その際に役に立てられればいいと思います。

特に何かありますか。

○高橋幹事 景観に関する意識といますか、区民の皆様に関心というのは、本当に最近高まっていると考えております。都市景観賞の応募数も増えていきますし、まち並みウォッチングの応募に関しても、今年度は応募多数だったということで、来年からは2回開催しようということで、本当に景観に対する意識が高まっていると思います。

ですので、そのせっかくの動きを捉えるための、タイトルもそうなのですが、107ページに、今後の「景観づくりの推進施策」ということで、②の子ども向けの景観教育だとか、③のシンポジウム等の開催を検討していきますので、こういった機会を捉えて、この景観計画の内容ですとかガイドラインの内容を、建物を建てる人、建てない人に関係なく、関心を持っていただけるようにPRできればなど。まさにこれからの施策だと

いうふうを考えております。

○岸田会長 ありがとうございます。

時間的に余裕があるご高齢の方もどんどん増えていくのではないかと思いますし、文京区は元々高齢者は多いですね。ですので、そういう方にも、文京区自体を楽しめる、そういう情報網があるといいかもしれませんね。「文京区を100倍楽しむ方法」とか。

○松下委員 この間、ちょうど私、少子高齢社会対策調査特別委員会に出ています、4つある安心相談センター、地域包括支援センターを見て回るという、皆で視察をしました。

その結果、ひとつの相談センターさんが、自分達のまちで座れる場所や、今、会長がおっしゃった——ごめんなさい、景観よりもはみ出してしまうかもしれないのですが、宅配をしてくださるようなお店ですとか、そういったものを載せているのです。あと、まちの中で休める場所、話せる場所。

そういった、いい資料とかもありますので、そういうものを会長が後付けとかも今後できますとおっしゃったので、今後はそういう、資料としてそういったいいものを付けていくというのもひとつかなと思いました。

○岸田会長 そうですね。色々な意味で情報源をリンクしていくというのは必要かもしれません。ありがとうございます。

それでは、まだ時間があります。他にございませんでしょうか。公募委員の方々、いかがですか。急に振ってすみませんが。

では安田委員、どうぞ。

○安田委員 安田と申します。よろしくお願ひします。ちょっと話が景観からずれてしまうかもしれないのですが、前回お話しした安全性の話になってしまうかもしれないのですが、以前、知り合いから、ちょっと無責任な話かもしれないのですが、文京区は放射線量が高いという話を聞きまして、その原因が緑が多いせいだ、あと坂道が多いせいだというのを聞いたことがあるのです。例えば緑豊かな公園、池があったりとか、そういった空間に行ってもあまり癒されない。逆にちょっと緊張感を覚えてしまう、というような話を意外と多くの人から聞いていて、例えば道を歩いていても街路樹からはちょっと離れて歩くようにしているとか、そういう話をよく聞きます。

それを聞いた後に、文京区は緑をふやしていこうとか、坂道を生かすという話で進んでいると思うのですが、逆にその方針が脅威を与えているのではないかなと思うときが

あって。

もちろん、自分の住むまちに歴史的な坂道があったり、緑があって癒されるというのはすごく大事だと思うのですが、それを安心して楽しめるように、例えば公園スポットのどこかに放射線量の測定器を置くとか、そういう、安全性の基準になってしまうかもしれないのですが、そういう対策を持ってもいいのかなと思いました。すみません、ちょっと景観からずれてしまうかもしれないのですが。

○岸田会長 ありがとうございます。

確かに、放射能というのは目に見えないので怖いところはありますが、どうでしょうか。

○高畑委員 土木部長の高畑でございます。公園を所管しておりますので、私からお答えします。緑が多いと放射能が多いという根拠がちょっと分からないのですが、文京区におきましては、区立公園5か所で毎月定点測定をやっておりまして、基準値よりかなり下のレベルの値が出ているということだけ申し添えておきます。

○岸田会長 ありがとうございます。

客観的な測定に基づいて、安全であるという数値が出ているということでございます。

確かに、特に小さいお子さんがおられるお母さんにはとても重要なことだとは思いますが、実際、危険な水準のものであれば、景観の議論以前に、もっと他で大問題になっているとは思いますので、今日のところはよろしいでしょうか。

○安田委員 はい。

○岸田会長 どうもありがとうございました。

その他、いかがでしょうか。水野委員、どうぞ。

○水野委員 水野です。今日、議論をずっとお聞きしていて、神田川の記述についてもう少しあった方がいいという指摘などは、なるほど鋭い、確かにそうだなと思ったのですが、いつも日ごろから、やはり文京区って内陸というイメージがあって、癒しを求めるといって、必ず景観といつとまず緑が出てきて、それはごくごく自然なことだと思っておりますが、水場というのはやはり癒しにつながっているんです。

神田川は非常に重要な、太い脈になっていると思うのですが、もう少し、文京区の他の水場をフィーチャーするようなことが何かできないのかなと、ちょっと思ったりいたしました。

あと、文京区は確かに高齢者も多いし、自分も、もうどんどんその仲間入りをしそう

なので、夜遊びという感じでもないのですが、東京都全体で見れば都心の部というような位置付けで、都市景観としての考え方というか、和みというとやはりまた緑とか、あと富士山を見たいというのも、私などもすごくそう思いますし、今日の議論の中でも、あのことも全部風景として含まれるなと感じましたが、そういうのを求める一方で、都市ならではの景観というか、それが夜の景観を楽しむ場であったり、自然方向に価値を求めることをやりつつも、都市の中でしか得られない良さみたいなもの、そういうことをもう少し議論したり、そういうイベントでもいいのですが、時々楽しめるようなこととか、そういう方向も何かあってもいいかなということを感じました。

○岸田会長 ありがとうございました。

メジャーな水場以外にも、もっと拾うべき水場があるのではないかとのご指摘と、あとは、時間軸として、昼間の景観だけが議論されていると。ですから、もっとオルタナティブな時間があって、そのときには別の世界があるのではないかとのお話だったと思うのですが、どうでしょうか。

委員の方々、どうでしょうか。なかなかおもしろい視点であると思えますが。

水場に関しては、神田川以外にも幾つか記述がありませんでしたっけ。

○高橋幹事 検討委員会で、文京区の特長である地形についての記述で、地勢という視点から、崖地などから湧水が発生して、そこに緑が生えて、緑のまとまりが生まれていくといったことなどから、湧水は非常に大切だということで、第1章や第2章、さらに資料編と、あちこちにそういった記述を散りばめてあります。これは検討委員会でもかなり議論されました。

また、これを具体的に基準にも落とし込もうということで、43ページの区内全域にかかる一般基準の中に、「配置」の3になるのですが、「敷地内やその周辺に歴史的な資源（遺構や樹木、池や湧水など）、起伏に富んだ地形などがある場合は、これを生かした建築物の配置とする。」ということで、あえて「湧水」という言葉を基準の中に記載することで、神田川以外の水場も大切な文京区の歴史的な資源であるということを目立たせています。

○岸田会長 清水委員から何か。

○清水委員 今、事務局から言われましたが、そういう指摘がありまして、例えば資料編の112ページなどにも若干書かれているのです。尾根と谷があれば、当然、谷の部分には川が流れていた訳で、そこから湧水があったという歴史があると。ただ、湧水の名

称などはなかなか出せないのかなと思ったので、ここに書かれている文章程度なのかとは思いますが、この指摘は検討委員会でもかなりやりまして、幾つか説明をいただいたように、この内容に込めています。

○**岸田会長** その辺の、具体的な場所の名前などもどこかに出ていると、より厚みが増えるのかなと。

○**水野委員** 見に行ってみるとか、ちょっとそういうことをしたい。

○**岸田会長** そうですね。あと、先ほどの夜景と都市景観ですね。

何か。はい、どうぞ。

○**高橋幹事** 都市景観という視点でいきますと、景観特性の中でも、5番の「拠点」として、多くの人々で賑わう拠点は景観特性としても取り上げておりまして、この「拠点」の基準が、どちらかというところとそういった都市景観を形成するような基準になっています。

○**岸田会長** いかがでしょうか。確かに、拠点……ちょっと伝わらないという点もあるかなという感じはありますけれども。確かにそういうことですね。

どうでしょうか。伊藤委員、どうぞ。

○**伊藤委員** 検討委員会でも一度、結構前ですが、夜景について出たような気がするのですが、やはり、夜景について一律に、なかなか一般基準で決めにくいということと、地区限定もしにくいということで、そのときは盛り込まない方向に最終的にはなったのですが、今後、今、根津でやられています、例えばすごく賑わいのある場所で夜景がここは大事とか、商店街、商業がすごく盛んなので、もうちょっと商業的賑わいを出していこうみたいなところは、地区が限定できるところとか、そういう特徴付けを見出せれば、そういうふうに根津と同じように足していくというのでどうでしょうという話を、確か検討委員会でしたように思いますので参考までに。

○**岸田会長** やはり議題にはなっているのですね。扱いが難しいということでなかなか入れにくかったということですね。

○**水野委員** 形になっていないということですかね。

○**岸田会長** 何か補足がありますか。いただいたとおりということでしょうか。

ということですが、いかがでしょうか。

○**水野委員** 確かに、決めにくいのだろうなとも思いますし、一般でちょっと引いた形で書いておいて、忘れないでおくようにすると。そのようなことなのかなとも思います。

水場などはできれば、具体的なことだと思えるので、知っている人は知っているかもし

れない、その周辺の人。でも、知らない人には、ちょっとそういう、プチな名所というか、小さいところでお知らせできるようなマップがあったりしてもいいかなと思います。

○岸田会長 ポイントを地図で指摘するというようなことは可能かなと思います。

こういうことはまだ多少は加筆ができるのですか。地図とか。

○高橋幹事 112ページの地図は白黒版ですのでちょっと見づらいのですが、丸印で湧水の場所を掲載しています。

○岸田会長 この中にはネーミングがされているものもあるのですか。「何とかの泉」とか。

○高橋幹事 湧水自体には名前があるのかどうかは確認してはいないのですが、湧水の存在している場所がそれぞれ、有名な緑のまつまりだとか庭園になっていることが多いです。

○水野委員 よく、日本の名水とかだと、その湧水に「何とかの湧水」みたいに冠が付いていたりとかするので、例えば、湧水がたくさんある——でも、たくさんあるということとまたちょっと、ないも同然みたいになってしまうので、何か目ぼしいというか、少しピックアップしてあるとかだと分かりやすいかなと。

あと、景観賞にエントリーされていた中で、ブルーマップをつくられた建築のご専門の方々がいらっしやっただと思いますが、あのブルーマップなどは結構リンクする部分があるのではないかなとも思ったりしました。

○岸田会長 どういたしますか。これについては少し……もちろん情報はたくさんあった方がいいのですが、実際の事務的な対応の可能性とか、あるいは清水委員の検討委員会の方のご判断もあると思いますので。

○高橋幹事 検討委員会では、湧水だけでなく、六義園など庭園の中だとか個人の敷地内にある一定程度まとまった池みたいなものに対しても、何か景観形成を進めるような基準を定めることができないかという話があったのですが、六義園の中などにある池ですと外からは見えません。この景観計画の基準自体が、道路等の公共の場所などから見えるものに対して配慮をしてもらう基準であるということから、閉ざされた敷地の中にある水場に対して景観的な配慮を誘導するような基準はなかなか難しいという話をしました。ですが、そういった資源が敷地内にある場合には、単純に潰すだとかそういうことをするのではなくて、それを生かした配置をしてもらおうということで、議論を重

ねまして、先ほどの43ページの一般基準の中の「配置」の3番に入れ込んでいったという検討の経緯がございます。

○**岸田会長** なるほど。詳細によく読むとあらゆる配慮がされている、そういう計画でございます。よろしいでしょうか。

○**水野委員** 結構です。困らせるつもりではないですから。

○**岸田会長** それでは、まだ時間がございます。いかがでしょうか。

佐伯委員はいかがでしょうか。

○**佐伯委員** ずっと議論を聞かせていただいて、いつも言うのですが、私はこの計画ができたならそれを守ってつくっていかなければいけない立場におりまして、案になって随分具体的にイメージも湧くようなものがつくられてきたなというふうに読みました。本当に、これがひとつのベースとなって、景観行政団体に移行するというのはもう皆さん、賛成されている訳ですから、これは素晴らしいことだなと思います。

ですので、まずはここで、これをベースにして見直していくということを大事にして、こういう場で議論ができるということを大事にして、この計画ができるということが一番いいのではないかと。

これはなかなか、実際につくるとなると、これをちょっと見ている、スカイラインはこれがいいとかいわれても、僕はあんまりいいなと思わないとか、坂道の絵などを見ている、坂道でこんなことやるのかなとか、具体的には随分色々考えるものです。そうじゃないだろうと、もっと違うやり方があるでしょうと、これはやはり議論していかないと。

だから、まずこういう計画ができて運用されていくと。そしてまた見直しをしていくということが大変大事なので、そういうことで、皆で美しい文京区をつくっていくことが一番いいだろうと思います。

○**岸田会長** ありがとうございます。

やはり、これからこの計画は育てていくというもので、スタートポイントですね、ある意味。ありがとうございます。

まだ時間がございます。藤原委員、どうぞ。

○**藤原委員** さっきの湧水のこと、ちょっと言いたかったことがあるのですが、確かに、この112ページにあるのです。これ、名前も全部入れると、やはり商業空間だったりしてまずいのかもしれないのですが、例えば小石川植物園などですと、普通に、ちょっ

とお金は要りますが入れるところだし、公共空間ということで、新江戸川公園とか、そういうのは入れてもいいのではないかなと思ったのと、あと、小石川植物園は太郎稲荷と次郎稲荷という、2つ湧水があるのですが、そのお稲荷さんというのは必ず湧水のところにあるのです。そういうこともやはり歴史的なものだし、今すぐ湧水が枯れて問題になっていますよね。新江戸川公園は確か枯れたのではないですか。今、ポンプアップしていると聞いていますけれども。東大の三四郎池もポンプアップされているし。湧水って、やはり周辺で色々あると枯れてしまうのです。

そういうことも含めて、湧水を守ろうという姿勢を示していったらいいかなと。別に何も建築してはいけないとはいいませんが、湧水の近くではあまり地下を掘るのは控えるとか、そういう配慮が——そこまで書かないけれども、配慮が自然と湧き起こってくるように、湧水はこういうところにあって、昔からこういうふうにお稲荷さんなどができて、皆地域で親しまれてきたけれど最近枯れつつあるとか、そういう記述があったら少しいいかなとちょっと思いましたので、さっき言わせていただこうと思いました。

○岸田会長 ありがとうございます。

実は、敷地の中の水を記述するかどうかは、景観計画との整合性の問題だと思います。生態系の中で景観を捉えていく、非常に重要な視点だとは思いました。

最終的には、視覚的な景観をコントロールするというだけではない、もっと広がりのある行政の手段、制度ができると本当はいいのでしょうけれど。現時点では、先ほども申しましたように、スタートラインだと捉えていただければいいのではないかと。

藤原委員、いかがですか。

○藤原委員 はい。

○岸田会長 じゃあ、そういうことでご理解いただいたということで。

まだ時間がございます。今日ご発言されていない委員の方、いかがでしょうか。

では名取委員、どうぞ。

○名取委員 この景観という考え方が、今ずっと議論を聞いていまして、これからどうやって区民の人達に浸透していくかなというのがひとつの課題かなと思うのと、これ、建物や今の緑ということに対しては、これからどうやってより良い文京区をつくっていかうかなということなのですが、今現在ある一定のまちってできてしまっているじゃないですか。その中で、文京区として地域ごとに色々な、今、賑わいのあるまちだとか下町の味わいのあるまちということをいっているのですが、この中で、文京区として統一で

何かできることはないのかなと、実はずっと考えていて。例えばなのですが、街路灯をこれから全部フットライトみたいな街路灯に文京区は変えていくとか。考え方ですが、文京区に入るとこういうところが違っているんだよ、というのが分かるやり方というのをひとつ考えていくと、文京区らしさというのが出てくるのかなと。

今あるまちをこれから全部変えようというのは当然無理な話ですし、それこそ個人の色々なものにかかわってきますので、考え方として、今のが具体的にできるかどうかは別として、何か文京区らしい、見てすぐ分かることというのは考えられないのかなというの、ちょっと今の議論を聞いていて思ったのですが。

○岸田会長 ありがとうございます。

確かに、文京区が景観づくりでやれることはまだ色々ありそうなことも確かです。だから、この計画に盛り込むかどうかは別にして、そういう視点で整備を進めるというのはいいかもかもしれませんし、必要かもしれません。

今のご指摘について特にございますか。

では、貴重なご意見をありがとうございました。

それでは上田委員、よろしく。

○上田委員 私は、この景観計画の素案のところから心配させていただいたように、結局、計画をつくっただけではなく、推進体制をしっかりしていくこと、チェックをしっかりしていくことというのが大事だと考えておりましたので、この7章のところ、しっかりと、どういった方法で進めていくのかということや、チェック、見直しのことについても触れていただきましたので、こちらをしっかりとお進めいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○岸田会長 実際の実施、運用ですね。これが実体を伴っていないと、実装を伴っていないといけないというご指摘でございます。区もそのつもりでおやりになる訳ですよ。当然ですけども。

清水委員、どうぞ。

○清水先生 時間があまりないと思いますので。私、ずっとこの根津の資料が気になっていて、何をどうすればいいかなというのを考えていたのですが、これ、写真を根津で撮られているので、かなり説明に無理のある部分がある写真が結構あると思うのと、ひとつやるべきだなと思ったのは、これ、ものの部分の写真ばかりになっているので、これはちょっと、もう少し広げて、空間の中で、この空間だからこれが生きているのだとい

ういい方をしないと、街灯を付ければいいのか看板を付ければいいのかというようなことをいっている訳ではないので、それと勘違いされるような気がするのです。

ですから、少なくとも写真はもう少しパノラマで、周りまで長く、この倍ぐらいは入れておかないと、これがいいという意味が伝わらないのではないかなと思います。ピンポイントで見ていくと、玄関先に何かあればいいとか、街灯がついていればいいというふうな単純な話ではないのですが、ちょっと寄り過ぎてしまっているというような気はします。それを変えともう少し分かりいいのかなということと、やはり、本当にいい写真だったら他区から持ってくることも場合によってはいいのかなという気がするのです。

○岸田会長 ありがとうございます。

これ、しかし、いずれにしても、回収しなければいけない資料というのは、今後、変えていく訳ですよ、当然。今、貴重なご指摘があったのですが、確かに、見ていると「本当かな」という感じの写真も結構あって。本当かなというのは、要するにこういう冊子で取り上げるべきかどうか疑問なものもありますね。

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 基本的には清水委員と同様の意見なのですが、多分、8ページまでは根津で集めてきているのだと思うのですが、今後、10ページ以降で配慮の事例をつくっていくということなので、できればここはもう少し、本当にお手本に、今はなくともお手本になっていくような事例を是非集めていただければと思いました。

例えば、分かりやすいものでいいますと、15ページの下の植栽による駐車場の隠し方の例というので、これは隠れていないのではないかなという気がいたしましたので。これがいい例だ、お手本だといわれると、ちょっとどうかなと思ってしまうようなこともありますので。もちろん、根津でいいものを見つけてこれればそれがいいとは思いますが、その基準につながっていく部分については、より高い理想を持って事例を挙げただいただければと、意見ですが感じました。

○岸田会長 ありがとうございます。

いずれにしても、根津はモデル地区ですよ。ここで失敗するというか、上手くいかないと、全体が上手くいかない可能性もあるのでしつかり。特に最初のものはしつかりつくるようにいたしましょう。よろしくお願いします。

それでは、大体予定した時刻になりました。他になれば、これで審議は終えたいと

思います。

それでは、長時間にわたりどうもありがとうございました。

本日いただきました色々なご意見で、この案に反映させるものについてが、私に一任
いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、事務局と相談した上で修正したものを景観計画(案)として答申すること
といたします。お疲れさまでした。

○高橋幹事 本日は、文の京都市景観賞表彰式に加え、景観計画(案)等のご審議、長時
間にわたり、どうもありがとうございました。

本日いただいたご意見につきましては、反映させたものを会長了解の上、景観計画
(案)としてまとめさせていただきます。今後、景観計画(案)をもって東京都との協
議を行い、計画案に必要な修正や調整を行った上で、景観行政団体に移行してまいりた
いと考えています。

また、来年度の予定になりますが、景観法の規定により、パブリックコメント等の実
施及び都市計画審議会への報告を行い、景観審議会で改めて議論した上で、景観計画を
策定、実施していく予定でございます。景観行政団体移行の手続が完了したときには、
委員の皆様にお知らせいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

また、委員の皆様におかれましては、景観行政団体移行に向けた景観計画作成につい
て、昨年度から約2年にわたりご審議いただきまして、まことにありがとうございました。
お礼を申し上げて、終了とさせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —